

# 筑後市立地適正化計画

## 届出制度の手引き

令和3年3月

筑後市

# 目 次

はじめに 筑後市立地適正化計画について.....	1
(1) 筑後市立地適正化計画について .....	1
(2) 立地適正化計画で定めるもの .....	2
(3) 届出制度.....	2
<b>第1章 住宅に関する届出（都市再生特別措置法第88条） .....</b>	<b>3</b>
(1) 届出の目的.....	3
(2) 届出の対象となる行為.....	3
(3) 変更の届出.....	4
(4) 届出図書.....	4
(5) 届出の要否.....	5
(6) 届出を要しない行為 .....	5
(7) 届出時期（流れ） .....	5
<b>第2章 誘導施設に関する届出（都市再生特別措置法第108条、第108条の2） .....</b>	<b>6</b>
(1) 届出の目的.....	6
(2) 届出の対象となる行為.....	6
(3) 変更の届出.....	7
(4) 届出図書.....	7
(5) 誘導施設.....	8
(6) 届出の要否.....	8
(7) 届出を要しない行為 .....	9
(8) 届出時期（流れ） .....	9
<b>第3章 その他.....</b>	<b>10</b>
(1) 届出に関する Q&A .....	10
(2) 区域図 .....	13
(3) 届出要否のフロー図 .....	14
<b>様式集.....</b>	<b>15</b>

## お問合せ先

### 筑後市建設経済部 都市対策課

〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井 898 番地

TEL : 0942-48-1969 FAX : 0942-54-0335

【筑後市ホームページ】 <http://www.city.chikugo.lg.jp/>



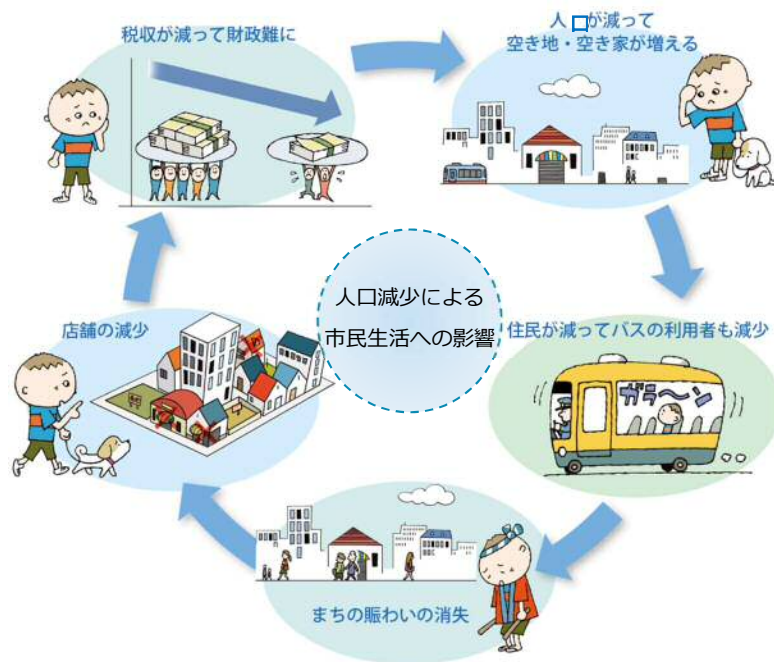
# はじめに 筑後市立地適正化計画について

## (1) 筑後市立地適正化計画について

将来の人口推計によると、今後、本市の人口は減少に転じ、高齢化がさらに進むことが予測されています。人口が減少していく中、住居や店舗、医療機関、社会福祉施設などが立地する市街地が拡散したままの状態では、空き家・空き地の増加、バス、JRなど公共交通網の縮小・撤退、まちの賑わいの消失、暮らしを支える店舗などの生活利便施設の減少、税収の減少など、市民生活への影響はこれまで以上に大きくなると予想されます。

このような状況になることを防ぎ、安全・安心で活力ある都市活動を維持していくためには、今後「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方が重要になります。

「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」とは、まちの中心となる拠点や生活の拠点となる地域に日常生活に必要な都市機能や居住が集約され、各拠点が利便性の高い公共交通で結ばれた都市構造のことを言います。この考え方に基づくまちづくりを推進していくために「立地適正化計画」を策定し、誰もが暮らしやすいまちの維持を目指していきます。



立地適正化計画で目指すまちの姿は…

## コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

生活サービス機能と居住を  
集約・誘導し、人口を集積

まちづくりと連携した公共  
交通ネットワークの再構築



## (2) 立地適正化計画で定めるもの

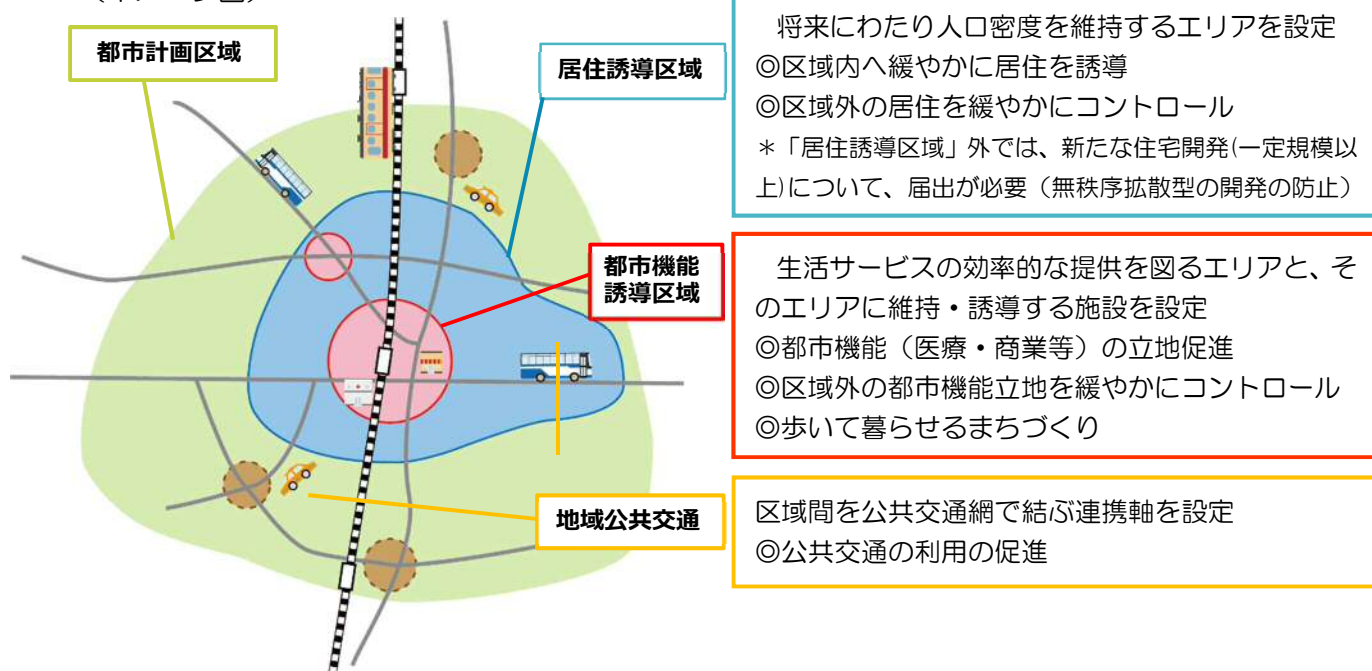
「筑後市立地適正化計画」は、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に寄与するものをいう。）の立地の適正化を図る計画です。

○根拠法：都市再生特別措置法

○対象区域：筑後市全域（都市計画区域※）

○対象期間：2040(令和22)年 ※おおむね20年後を想定

(イメージ図)



## (3) 届出制度

立地適正化計画の公表日以降、居住誘導区域外における一定規模の開発動向や、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備状況を把握するため、都市機能誘導区域内外における誘導施設の整備・休止・廃止や居住誘導区域外における**一定規模以上の住宅の建築等を行う際には、都市再生特別措置法に基づく届出が必要**となります。

本市においては、届出制度を活用して、市民や事業者へ誘導区域設定の意義等について情報提供を行い、まちづくりの方向性の周知を図ります。このため、開発や建築等の関係部署と情報を共有しながら、届出前から事前相談を行うなど調整を図ります。

**※宅地建物取引業法に基づく重要事項説明の対象ですので、宅地建物取引事業者の皆様はご留意ください。**

# 第1章 住宅に関する届出 (都市再生特別措置法第88条)

## (1) 届出の目的

居住誘導区域外における一定規模の住宅開発等の動きを市が把握できるようにするため、都市再生特別措置法（以下「法」といいます。）において届出制度が定められています。

## (2) 届出の対象となる行為

筑後市立地適正化計画の区域内の居住誘導区域外の区域において、以下の行為を行う場合には、これらの行為に着手する日の30日前までに市長への届出が義務付けられています。（法第88条第1項）

### 【届出対象】

#### ● 開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、敷地面積が1000㎡以上のもの
- ③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めた※もの建築目的で行う開発行為

①の例示  
3戸の開発行為  届

②の例示  
1,300㎡  
1戸の開発行為  届

800㎡  
2戸の開発行為  不要

様式1で届出

#### ● 建築等行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

①の例示  
3戸の建築行為  届

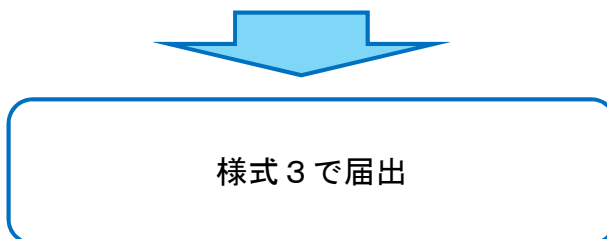
1戸の建築行為  不要

様式2で届出

※ 令和3年3月現在、条例は定めていません。

### (3) 変更の届出

届出をした事項を変更しようとするとき(変更により届出を要しない行為になる場合を除く。)は、変更に係る行為に着手する日の30日前までに市長への届出が義務付けられています(法第88条第2項)。



### (4) 届出図書

行為を行う30日前までに下記の表のとおり御提出ください。

届出対象	届出書類		備考
開発行為の場合	届出書(様式1)		
	添付図書	① 付近見取り図 (当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面)	縮尺 1/1,000 程度
		② 設計図書 (現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図)	縮尺 100分の1程度
		③ その他参考となるべき事項を記載した図書 (位置図、求積図(開発区域の面積)など)	
		④ 委任状	代理人に委任する場合
建築等行為の場合	届出書(様式2)		
	添付図書	① 付近見取り図 (当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面)	縮尺 100分の1程度
		② 設計図書 (建築物の2面以上の立面図及び各階平面図)	縮尺 50分の1程度
		③ その他参考となるべき事項を記載した図書 (位置図、求積図(敷地面積)など)	
		④ 委任状	代理人に委任する場合
変更の届出	届出書(様式3)		
	添付図書	上記のそれぞれの場合と同様 (変更になる箇所を朱書きする事。)	

## (5) 届出の要否

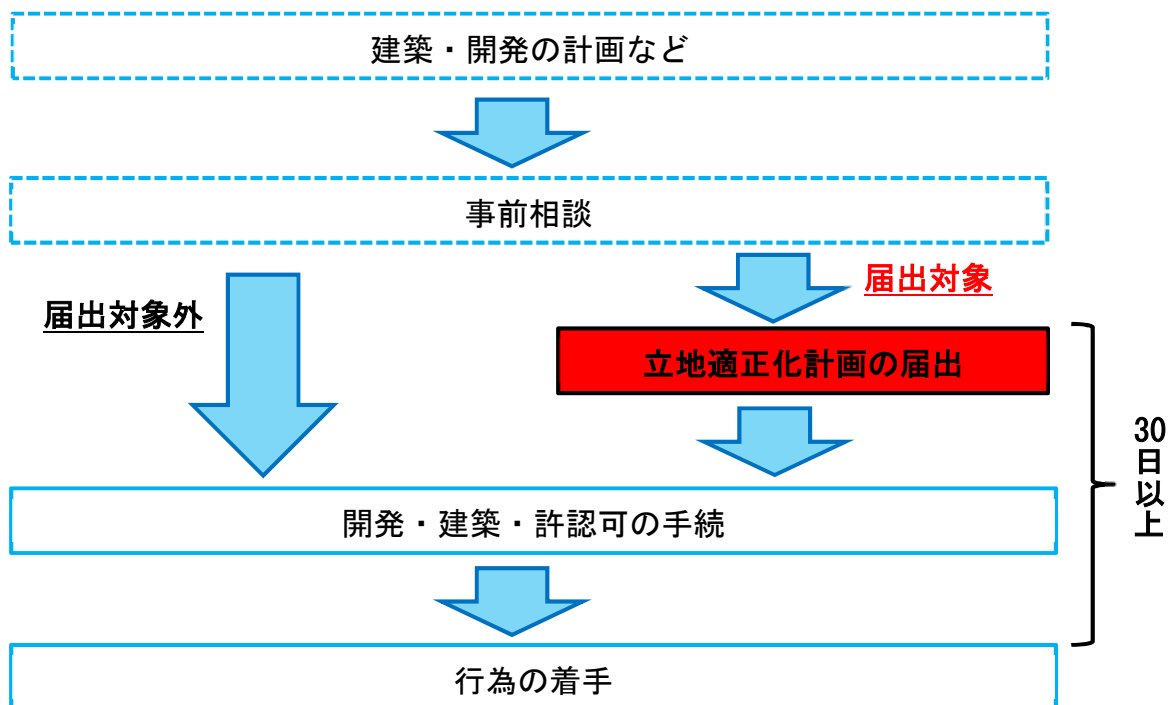
行為の種類	住居の戸数など	誘導区域外		
		居住誘導区域		
		都市機能誘導区域		
開発行為	3戸以上	不要	不要	<b>必要</b>
	3戸未満かつ 1,000m <sup>2</sup> 以上	不要	不要	<b>必要</b>
	3戸未満かつ 1,000m <sup>2</sup> 未満	不要	不要	不要
建築等行為	3戸以上	不要	不要	<b>必要</b>
	3戸未満	不要	不要	不要

## (6) 届出を要しない行為

法第88条第1項各号及び都市再生特別措置法施行令（以下「政令」）第34条に掲げる行為については、届出不要です。（住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供する目的のもの）

## (7) 届出時期（流れ）

法律で定められた「行為に着手する日の30日前まで」を遵守していただくほか、制度の趣旨を踏まえ、原則として、開発行為の許可申請（事前協議申請）や建築確認申請よりも前に届出をお願いします。



※届出内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する30日前までに届出が必要です。

## 第2章 誘導施設に関する届出(都市再生特別措置法第108条、第108条の2)

### (1) 届出の目的

誘導施設の開発・建築等に係る届出は、市が都市機能誘導区域における誘導施設の整備の動向を把握するための制度です。また、区域内における休廃止に係る届出は、市が各都市機能誘導区域内の機能維持を図る機会を確保するための制度です。

### (2) 届出の対象となる行為

筑后市立地適正化計画の区域内において、同計画に掲げる誘導施設について以下の行為を行おうとする場合には、これらの行為に着手する日の30日前までに市長への届出が義務付けられています(法第108条第1項)(法第108条の2第1項)。

#### 【誘導施設の整備の届出対象】

##### ●開発行為

- ① 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為

様式4で届出

##### ●建築等行為

- ① 誘導施設を有する建築物の新築
- ② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

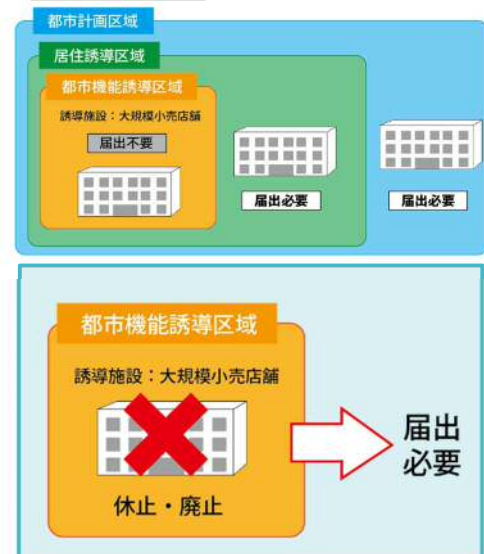
様式5で届出

#### 【誘導施設の休止・廃止の届出対象】

- ① 誘導施設を有する建築物の休止・廃止

様式6で届出

#### イメージ図





### (3) 変更の届出

届出をした事項を変更しようとするとき(変更により届出を要しない行為になる場合を除く。)は、変更に係る行為に着手する日の30日前までに市長への届出が義務付けられています(法第108条第2項)。



様式7で届出

### (4) 届出図書

行為を行う30日前までに下記の表のとおり御提出ください。

届出対象	届出書類		備考
開発行為の場合	届出書(様式4)		
	添付図書	⑤ 付近見取り図 (当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面)	縮尺 1/1,000 程度
		⑥ 設計図書 (現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図)	縮尺 100分の1程度
		⑦ その他参考となるべき事項を記載した図書 (位置図、求積図(開発区域の面積)など)	
		⑧ 委任状	代理人に委任する場合
建築等行為の場合	届出書(様式5)		
	添付図書	⑤ 付近見取り図 (当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面)	縮尺 100分の1程度
		⑥ 設計図書 (建築物の2面以上の立面図及び各階平面図)	縮尺 50分の1程度
		⑦ その他参考となるべき事項を記載した図書 (位置図、求積図(敷地面積)など)	
		⑧ 委任状	代理人に委任する場合
休止・廃止の届出	届出書(様式6)		
	添付	原則不要 (必要に応じて位置図等の提出をお願いする場合があります)	
変更の届出	届出書(様式7)		
	添付図書	上記のそれぞれの場合と同様 (変更になる箇所を朱書きする事。)	

## (5) 誘導施設

誘導施設の一覧は下表のとおりです。(●=その地区における誘導施設)

誘導施設	中心拠点	生活拠点	
	JR 羽犬塚駅周辺	羽犬塚	松原
市役所	●		
総合福祉センター	●		
地域包括支援センター	●		
子育て支援拠点施設	●		
大規模小売店舗 (床面積 1,500 m <sup>2</sup> 超)	●		
スーパーマーケット	●	●	●
病院	●		
文化ホール、図書館、中央公民館	●		

### 【誘導施設の定義】

市役所	・ 地方自治法第4条第1項に定める施設
総合福祉センター	・ 社会福祉法 109 条に基づく筑後市社会福祉協議会が地域福祉活動の拠点として設立する施設
地域包括支援センター	・ 介護保険法第 115 条の 46 に定める施設
子育て支援拠点施設	・ 筑後市子育て支援拠点施設設置条例に定める施設
大規模小売店舗 (床面積 1,500 m <sup>2</sup> 超)	・ 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗で、床面積が 1,500 m <sup>2</sup> を超える店舗
スーパーマーケット	・ 売場面積 250 m <sup>2</sup> 以上で、かつ食料品が全体の小売販売額の 70%以上を占める食料品スーパー※
病院	・ 医療法第 4 条に定める地域医療支援病院
文化ホール、図書館、中央公民館	・ 地域住民の福祉を増進する目的をもった音楽、演劇、舞踊、映画など文化芸術事業のための設備を有する施設 ・ 図書館法第2条第1項に規定する図書館 ・ 筑後市中央公民館条例に定める施設

※：商業統計調査「業態分類表」を参照

## (6) 届出の要否

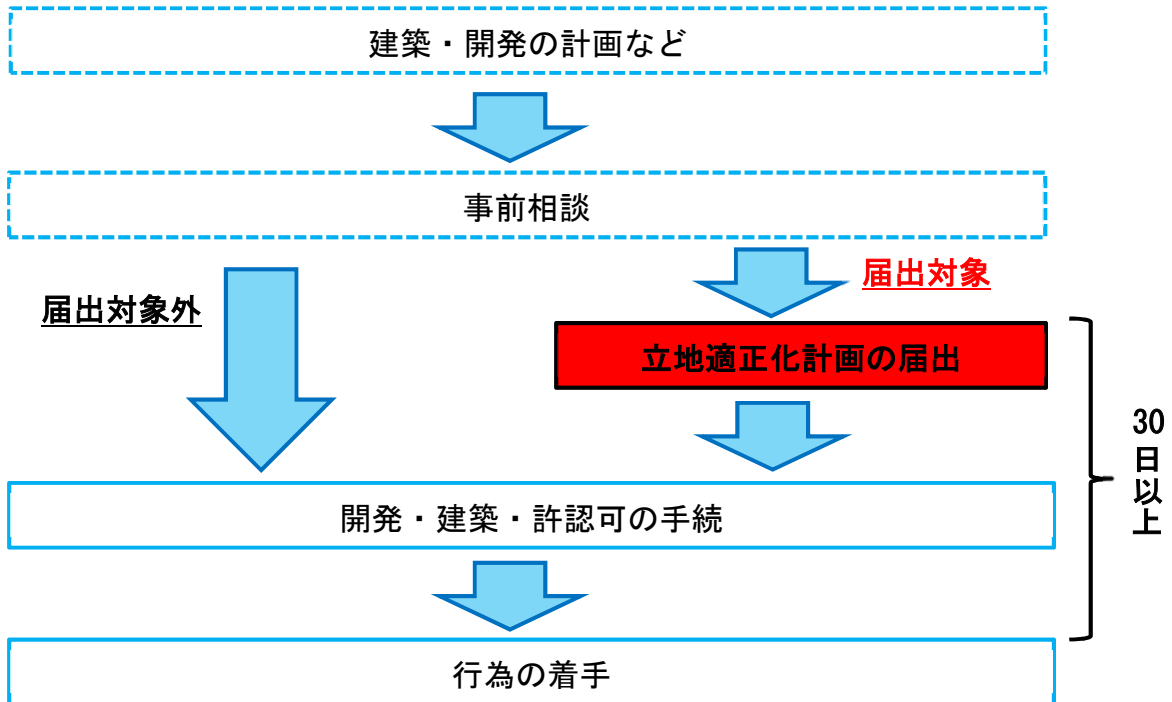
行為の種類	誘導区域外		
	居住誘導区域		
	都市機能誘導区域		
誘導施設の開発行為	不要	<u>必要</u>	<u>必要</u>
誘導施設の建築等行為	不要	<u>必要</u>	<u>必要</u>
誘導施設の休止廃止	<u>必要</u>	不要	不要

## (7) 届出を要しない行為

法第108条第1項各号及び政令第42条に掲げる行為については、届出不要です。(仮設のものや非常災害のため必要な応急措置として行うものなど)

## (8) 届出時期 (流れ)

法律で定められた「行為に着手する日の30日前まで」を遵守していただくほか、制度の趣旨を踏まえ、原則として、開発行為の許可申請(事前協議申請)や建築確認申請よりも前に届出をお願いします。



※届出内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する30日前までに届出が必要です。

## 第3章 その他

### (1) 届出に関する Q&A

【1】	届出対象区域について
Q1	各誘導区域の範囲はどこで確認できますか。
A1	区域については筑後市役所ホームページ上の「筑後市立地適正化計画に基づく届出制度について」にページに区域を示した図面を掲載しています。 なお、詳細は都市対策課までお問合せください。
Q2	届出対象となる行為の敷地が誘導区域の内外にまたがる場合、届出は必要となりますか。
A2	届出対象となる行為の敷地の一部が誘導区域外にある場合は、届出が必要です。

【2】	届出の対象となる行為等について
Q1	届出対象となる「住宅」とはどういったものですか。
A1	「住宅」とは一戸建住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅を指します。詳しくは建築基準法における住宅の取扱をご参考ください。
Q2	サービス付高齢者向け住宅や社宅についても「住宅」に該当しますか。
A2	実態に応じて、建築基準法の共同住宅に該当すると判断されるものは「住宅」として取り扱います。
Q3	3戸の建売住宅を同時期に建築する予定ですが、届出の対象になりますか。
A3	申請者及び着工日が同一で、隣接する土地に建築する場合には届出の対象になります。なお、2戸の長屋と1戸の戸建住宅を建設する場合なども届出対象となる場合がありますので、届出の必要性の有無について、事前にご相談ください。
Q4	開発行為を行った上で誘導施設を建築する場合については、開発行為の前に届出をすればよいのですか
A4	開発行為、建築行為のそれぞれについて届出が必要となります。
Q5	仮設建築物は届出対象になりますか。
A5	仮設建築物は届出対象になりません。期間限定の催し物等において、一時的に誘導施設の利用途となる場合も対象となりません。また、仮設のための開発行為も同様です。
Q6	休止と廃止の違いは何ですか。
A6	施設の再開の意思がある場合は休止、再開の意思がない場合は廃止となります。
Q7	廃止の届出について、都市機能誘導区域内の別の場所に移転する場合も届出が必要ですか。
A7	届出が必要です。本届出は誘導施設の立地状況や誘導施設を有する建築物の状況を把握し、都市機能の誘導を推進するための制度となりますので、ご協力をお願いします。
Q8	誘導施設を廃止（休止）しますが、別事業者が同じ用途で建築物（敷地）を使用することが決まっている場合にも届出が必要ですか。
A8	届出が必要です。届出書に休廃止後の建築物の使用予定を記載する項目がありますので、休廃止後の使用について決まっている場合は記載してください。

Q9	休止の届出が必要になる休止期間はどれくらいですか。また、施設の建て替えや改装等で休止する場合にも届出が必要ですか。
A9	3 カ月以上休止する場合は届出が必要となります。建て替えや改装等についても3 カ月以上休止する場合には届出が必要です。

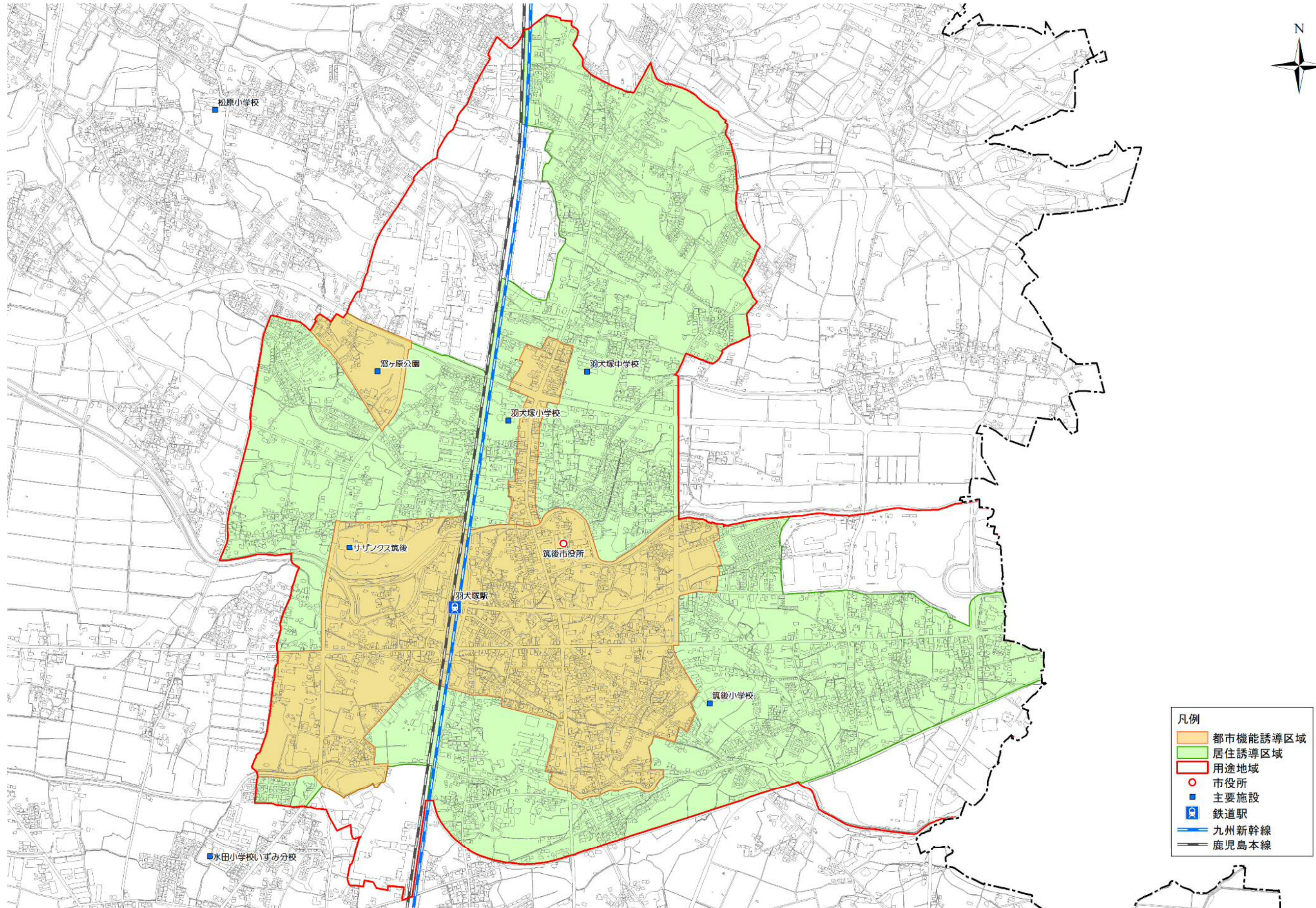
【3】	届出の対象となる誘導施設について
Q1	一部に誘導施設を含む複合施設は対象になりますか。
A1	一部でも誘導施設を有する場合は対象となります。
Q2	誘導施設の設定に位置付けのない施設については届出の必要はありませんか。
A2	必要ありません。
Q3	1つの建物で複数の誘導施設を有する建築物を建築する場合、届出はそれぞれの施設毎に必要ですか。
A3	誘導施設が1つの建築物に集約されている場合は、届出は1つで結構です。ただし、建築物の用途の欄に届出対象となる全ての誘導施設名の記載をお願いします。
Q4	コンビニエンスストアやドラッグストアは届出対象になりますか。
A4	大規模小売店舗（床面積 1,500 m <sup>2</sup> 超）やスーパーマーケットに該当する場合は、届出が必要です。開発行為、建築行為のそれぞれについて届出が必要となります。

【4】	届出の書類について
Q1	届出書や必要書類等はどこで入手できますか。
A1	筑後市役所ホームページ上の「筑後市立地適正化計画に基づく届出制度について」にてダウンロードできます。また、都市対策課の窓口でも配布しています。
Q2	届出書は何部必要ですか。
A2	1部提出してください。
Q3	届出書の建築物の用途とは何を記載すればよいですか。
A3	都市機能誘導については誘導施設名を、居住誘導については建築確認と同様の用途（専用住宅、共同住宅等）を記載してください。
Q4	届出書の地目、面積は何に基づき記載すればよいですか。
A4	地目については登記簿、面積については実測に基づき記載してください。

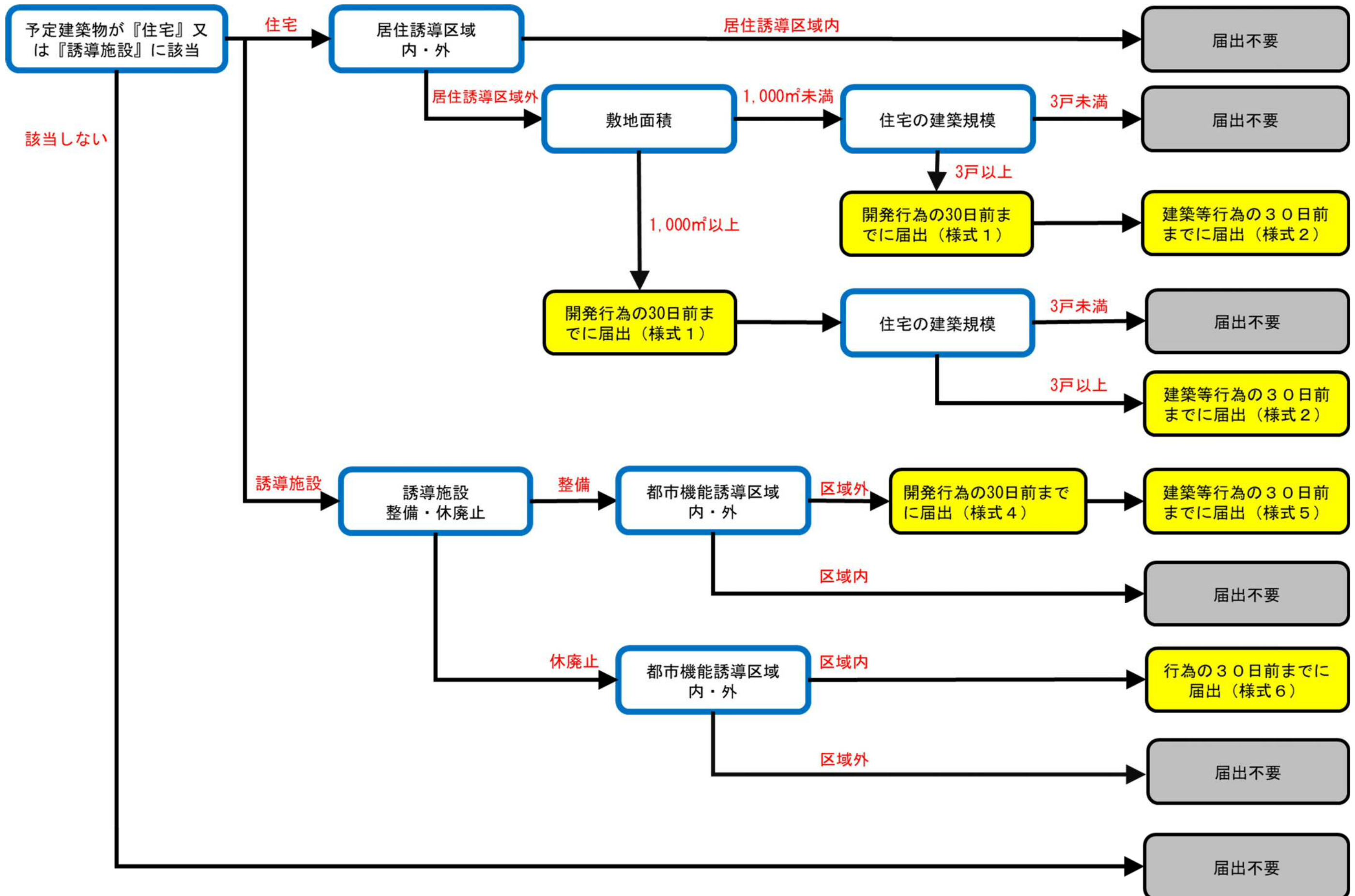
【5】	届出の期日について
Q1	届出に係る事項に変更が生じた場合はどのようにすればよいですか。
A1	届出に係る事項（添付図書の内容を含む）に変更が生じた場合には、変更に係る行為に着手する30日前までに所定の様式により届出をお願いします。
Q2	届出書は何部必要ですか。
A2	1部提出してください。
Q3	開発許可申請や確認申請との提出の前後関係は、どのようにすればよいですか。
A3	法令上は前後関係の定めはありません。ただし、届出の主旨が立地場所の誘導でもあることから、開発許可申請や確認申請等に先立ち相談、提出をお願いします。

【5】	その他全般について
Q1	この届出により、計画の修正を求められることがありますか。また、届出後に何か書類の通知はありますか。
A1	必要な記載事項や添付書類等が揃っていれば、基本的には正本一部の受理をもって手続は完了ですので、書面による通知等はありません。 ただし、必要がある場合（誘導を図る上で支障があると認められる場合）のみ、届出者に対し勧告を行うことがあります。（法第88条第3項、法第108条第3項、法第108条の2第2項）
Q2	都市機能誘導区域外には誘導施設に位置付けられた施設は立地できなくなりますか。
A2	都市機能誘導区域を設定することにより、都市機能誘導区域外に誘導施設を立地する場合は、届出の対象となりますが、建築そのものが禁止されるものではありません。
Q3	届出に関する罰則はありますか。
A3	届出をしないで又は虚偽の届出をして届出対象となる開発・建築行為等（変更を含む）を行った場合、都市再生特別措置法第130条において、30万円以下の罰金に処するものと規定されています。
Q4	代理者が届出の手続きを行うことは可能ですか。
A4	行為を行おうとする方から委任を受けた代理の方が手続きを行うことは可能です。その場合、委任状の添付が必要です。

(2) 区域図



(3) 届出要否のフロー図





# 様式集

様式 1 (都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係)

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

筑後市長 様

届出者 住 所  
氏 名

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	m <sup>2</sup>
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	住宅用区画数： 地 目： 届出代理人：

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

■添付図書

- ・付近見取り図（当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面）縮尺 1,000 分の 1 以上
- ・設計図書（現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図）縮尺 100 分の 1 以上
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図、求積図（開発区域の面積）など）

様式 2 (都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <input type="checkbox"/> 住宅等の新築  <input type="checkbox"/> 建築物を改築して住宅等とする行為  <input type="checkbox"/> 建築物の用途を変更して住宅等とする行為         </div> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div> <p>について、下記により届け出ます。</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px;">筑後市長 様</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">届出者 住 所 氏 名</p>	
<p>1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積</p>	<p>所在・地番： 地目： 面積：                    m<sup>2</sup></p>
<p>2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅 等の用途</p>	
<p>3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>着手予定年月日：            年    月    日 完了予定年月日：            年    月    日 戸                    数： 届出代理人：</p>

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

■添付図書

- ・ 配置図 (敷地内における建築物の位置を表示する図面)    縮尺 100 分の 1 以上
- ・ 建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図                    縮尺 50 分の 1 以上
- ・ その他参考となる事項を記載した図書 (位置図、求積図 (敷地面積) など)

様式3 (都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係)

行為の変更届出書

年 月 日

筑後市長 様

届出者 住 所  
氏 名

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

変更する事項	変更前	変更後

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

3 添付図書は、変更になる箇所を朱書きすること。

■添付図書

<開発行為の場合>

- ・ 付近見取り図 (当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面) 縮尺 1,000 分の 1 以上
- ・ 設計図書 (現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図) 縮尺 100 分の 1 以上
- ・ その他参考となるべき事項を記載した図書 (位置図、字図、求積図 (開発区域の面積) など)

<建築等行為の場合>

- ・ 配置図 (敷地内における建築物の位置を表示する図面) 縮尺 100 分の 1 以上
- ・ 建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 50 分の 1 以上
- ・ その他参考となる事項を記載した図書 (位置図、求積図 (敷地面積) など)

様式 4 (都市再生特別措置法施行規則第 5 2 条第 1 項第 1 号関係)

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 1 0 8 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

筑後市長 様

届出者 住 所  
氏 名

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	m <sup>2</sup>
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	地 目： 店 舗 面 積： m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> ※誘導施設外の用途がある場合は、その用途と面積を記載すること。 届出代理人：

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

■添付図書

- ・ 付近見取り図 (当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面) 縮尺 1,000 分の 1 以上
- ・ 設計図書 (現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図) 縮尺 100 分の 1 以上
- ・ その他参考となるべき事項を記載した図書 (位置図、求積図 (開発区域の面積) など)

様式5（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、</p> <p> <input type="checkbox"/>誘導施設を有する建築物の新築  <input type="checkbox"/>建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為  <input type="checkbox"/>建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為                 </p> <p>）について、下記により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>筑後市長 様</p> <p>届出者 住所 氏名</p>	
<p>1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積</p>	<p>所在・地番：</p> <p>地目：</p> <p>面積：                    m<sup>2</sup></p>
<p>2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途</p>	
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>着手予定年月日：            年    月    日</p> <p>完了予定年月日：            年    月    日</p> <p>店舗面積：                    m<sup>2</sup></p> <p>届出代理人：</p>

注1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

■添付図書

- ・配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面） 縮尺100分の1以上
- ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図 縮尺50分の1以上
- ・その他参考となる事項を記載した図書（位置図、求積図（敷地面積、店舗面積）など）

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

筑後市長 様

届出者 住 所  
氏 名

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の (休止・廃止) について、下記により届け出ます。

記

1 休止 (廃止) しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称	
用途	
所在地	

2 休止 (廃止) しようとする年月日 年 月 日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間  
年 月 日 ~ 年 月 日

4 休止 (廃止) に伴う措置

(1) 休止 (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止 (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

行為の変更届出書

年 月 日

筑後市長 様

届出者 住 所  
氏 名

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

変更する事項	変更前	変更後

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。(変更箇所を朱書き)

3 添付図書は、変更になる箇所を朱書きすること。

■添付図書

<開発行為の場合>

- ・ 付近見取り図 (当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面) 縮尺 1,000 分の 1 以上
- ・ 設計図書 (現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図) 縮尺 100 分の 1 以上
- ・ その他参考となるべき事項を記載した図書 (位置図、字図、求積図 (開発区域の面積) など)

<建築等行為の場合>

- ・ 配置図 (敷地内における建築物の位置を表示する図面) 縮尺 100 分の 1 以上
- ・ 建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 50 分の 1 以上
- ・ その他参考となる事項を記載した図書 (位置図、求積図 (敷地面積、店舗面積) など)